市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

国民年金には障がいへの保障があります

国保医療課 国保年金係（内線157）

障害基礎年金は、国民年金に加入中や20歳前に初診日（初めて医師の診療を受けた日）がある病気・けがで一級または二級の障がいの状態になったときに支給されます。60歳以上65歳未満で国内に住んでいる間に初診日があれば、加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられます。

※障がいの程度は病名によって決定されるものではなく、別に定められた「障害等級表」によって決定されます。

平成23年度の障害基礎年金の年額は一級が98万6千100円、二級が78万8千900円です。

▼保険料納付要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件（3分の2要件）」を満たす必要があります。

「国民年金に加入しなければならない期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や厚生年金等から老齢年金を受けている期間は除かれます。

この「3分の2要件」を満たせなくとも、「特例要件」によって、平成28年3月まで65歳未満で初診日がある場合、初診日のある月の前々月までの一年間のすべての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

なお、前記の「3分の2要件」「特例要件」のいずれについても、初診日の前日において、これらの要件を満たしている必要があります。初診日の後に保険料を納めたとしても、資格要件を満たすことはできませんのでご注意ください。

▼裁定請求の手続き

障害基礎年金を受けるためには、裁定請求の手続きを行う必要があり、市役所窓口で受付します。

なお、障害基礎年金を支給するか否かの審査は、年金事務所で行われます。

詳細については、市役所窓口、年金事務所または医師とご相談ください。

～戦傷病者等の妻の皆さんへ～ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給

福祉課 保護援護係（内線143）

次の戦傷病者等の妻の皆さんに特別給付金が支給されます。

■対象者①

・平成15年4月2日以降に戦傷病者等と婚姻した妻

・同日以降じ後重症により第5款症以上の戦傷病者等になった人の妻であって、平成23年4月1日において戦傷病者等である夫が第5款症以上の増加恩給等を受けていた人

※「じ後重症」とは、以前は軽症だったため年金障害給付や一時金障害給付の対象にならなかった障がいが、その後増悪してこれらの給付の対象になることです。

▼支給内容　額面15万円（軽症者は半額）、5年償還の記名国債

■対象者②

・「第18回特別給付金」または「第20回特別給付金」の受給権を取得した妻であって、戦傷病者等である夫が平成15年4月1日～平成18年9月30日までの間に公務傷病以外の原因により死亡した人

▼支給内容　額面5万円、5年償還の記名国債

▼請求期間　10月1日～平成26年9月30日まで

※ただし、請求期間の開始日が土曜日なので、実際の請求受付は10月3日からになります。

※請求期間を過ぎると手続きが行えなくなりますので、手続きはお早めにお済ませください。

▼請求窓口　福祉課　保護援護係

愛知県最低賃金改正

刈谷労働基準監督署（☎(21)4885）
愛知労働局労働基準部賃金課（☎052(972)0257）

愛知県内のすべての事業所で働く常用・臨時・パートなどの労働者に適用される「愛知県最低賃金」は、10月7日から時間額750円に改正されました。

日給制、月給制の労働者の場合は、時間当たりの金額に換算して最低賃金の時間額750円と比較します。

また実際に支払われている賃金から次のものを除外した賃金額が最低賃金額以上でなければなりません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）

②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

③時間外労働、休日労働に対する賃金

④深夜労働に対する割増賃金

⑤精皆勤手当、通勤手当および家族手当

なお、この他、特定の産業で働く労働者については、愛知県最低賃金よりも金額の高い特定（産業別）最低賃金（7業種）が適用される場合がありますのでご注意ください。

○愛知労働局ホームページ
http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

宝町公民館西集積所が移転します

環境課 ごみ減量係（内線217・218）

10月25日㈫をもちまして、宝町公民館西集積所が移転し、11月7日㈪から「知立駅2号跡地北集積所」で回収を始めます。場所は左記のとおりです。

また、古紙回収場所についても同様ですので、お間違えのないようお願いします。なお、回収時間は変更ありません。

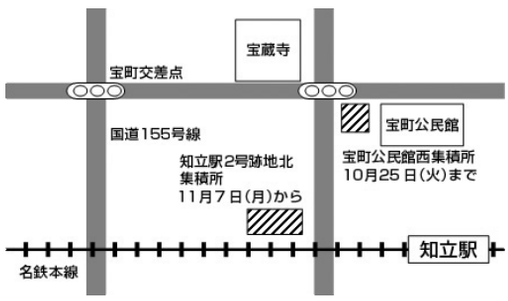

リサイクル家具の展示・販売

刈谷知立環境組合リサイクルプラザ（☎(21)7251）

クリーンセンターでは粗大ごみとして捨てられた家具などを簡単に補修し、入札を実施します。応札価格は100円からです。

▼展示入札期間　11月1日㈫～13日㈰
▼ところ　リサイクルプラザ（刈谷知立環境組合管理棟2階）
▼参加資格　知立市、刈谷市在住者
▼開札・連絡・引渡期間　11月15日㈫～20日㈰
▼注意事項
・引渡期間を厳守してください。期限までに取りに来られない場合は落札無効となります。
・引渡しの際に本人確認をしますので、確認できるものを必ず持参してください。
・営利目的の入札はできません。
・返品およびキャンセルはできません。責任を持って入札してください。
・落札した再生品の運び出しは自己搬出です。

法務局市民講座

名古屋法務局刈谷支局 総務係（☎(21)0086）

暮らしの身近な法律問題について、公証人、法務局職員が「市民講座」を開催します。

▼とき　11月11日㈮　午後1時30分～4時30分（開場午後1時）
▼ところ　刈谷合同庁舎　1階大会議室（刈谷市若松町1丁目46番地1）
▼内容　「遺言・相続について」
▼講師　公証人・法務局職員
▼定員　40人（予約制・定員になり次第締切）
▼受講料　無料
▼申込み　電話または直接、名古屋法務局刈谷支局（5階総務係）へ。
▼その他　会場へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

緊急雇用対策として臨時職員を募集します

土木課 建設企画係（内線447）

離職を余儀なくされた正規労働者や中高年齢者等の職のない人を対象とし、臨時職員を募集します。詳しくは市ホームページまたはハローワークでご確認ください。

募集人員	2人
応募資格	60歳未満で、車の運転ができる人 離職を余儀なくされ、職のない人 外国籍の人は日本語で日常会話ができる人
業務内容	道路・河川施設安全パトロールおよび軽作業
雇用期間	11月14日～平成24年3月30日
採用方法	ハローワークからの紹介、書類選考後、土木課で面接を行います
申込期間	10月17日（月）～21日（金）
提出書類	ハローワークからの紹介状等

都市再生整備事業（八橋周辺地区）の事後評価原案を公表します

まちづくり課 まちづくり推進係（内線426）

市では、平成19年度から、八橋周辺地区（市域の東側半分域、約510ha）において「うるおいとやすらぎのある観光地周辺のまちづくり」を目標に、社会資本整備総合交付金を活用した都市再生整備事業を行っています。

都市再生整備事業は、市町村が作成した都市再生整備計画に位置づけられた事業に対して交付金が交付される制度で、計画最終年度には事後評価を行い、目標達成状況の確認や今後のまちづくり方策について検討することが定められています。

これに基づき、本年度に計画最終年度となる八橋周辺地区について事後評価原案を取りまとめました。原案の詳細を市ホームページおよびまちづくり課の窓口で公表しますのでご覧ください。

▼公表期間　10月21日㈮～11月4日㈮
▼公表場所　市ホームページ、市役所4階まちづくり課
※この案に対して意見のある人は、公表期間中に市へ意見書を提出することができます。
▼意見書送付先　〒472－8666（住所不要）知立市役所　まちづくり課まちづくり推進係

甲種防火管理再講習

衣浦東部広域連合消防局予防課 予防係（☎(63)0136）
知立消防署 予防係（☎(81)4142）

▼とき　11月8日(火)　午後1時30分～4時
▼ところ　高浜市立中央公民館
▼受講資格　甲種防火管理講習を修了している人
▼定員　30人（先着順）
▼受講料　2千円（当日徴収）
▼申込期間　10月24日(月)～28日(金)（午前8時30分～午後5時）
※定員になり次第締切り
※申込書は、申込場所または衣浦東部広域連合ホームページから入手できます。申込時、写真を忘れずに。（縦4cm×横3cm3か月以内の証明写真1枚必要）
▼申込み　衣浦東部広域連合消防局予防課予防係または知立消防署へ。
※電話および郵送等による受付は行っていませんので、直接窓口にお申込みください。

知立公共下水道の都市計画決定変更案の縦覧

下水道課 下水工務係（内線262）

知立公共下水道の都市計画決定変更案の縦覧を行います。
今回、変更するのは排水区域と雨水幹線の変更、汚水中継ポンプ場の廃止をするものです。
▼縦覧場所　下水道課（市役所2階）
▼縦覧期間　10月18日(火)～10月31日(月)　午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日を除く）

県営水道50周年記念 あいちの水道ふれ愛フェスタ

県企業庁水道計画課（☎052(954)6680）

▼とき　11月5日(土)・6日(日)　午前10時～午後4時
▼ところ　愛・地球博記念公園（モリコロパーク）
▼入場料　無料
▼イベント　さかなクン講演会（5日）、ウルトラマンミニショー（5日）、「あいちの水道」なるほど教室（6日）、水源地域・県内市町等によるブース、ペットボトルロケット、水質実験体験、サーカスエコロジカルの面白ECO実験ショー（6日）

愛知県だより

人権ハートフルフェスティバル

県県民生活部県民総務課 人権推進室（☎052(954)6167）

12月4日～10日は人権週間です。県では、県民の皆さんが、楽しみながら人権の大切さを考える「人権ハートフルフェスティバル」を開催します。
▼とき　11月27日(日)　午後0時30分～5時30分まで（開場　午前11時45分）
▼ところ　ウインクあいち（愛知県産業労働センター）大ホール（名古屋市中村区名駅4丁目4―38）JR名古屋駅下車徒歩3分、名鉄名古屋駅下車徒歩4分
▼入場料　無料
▼内容　「全国中学生人権作文コンテスト愛知県大会表彰式および受賞作品の発表」、映画「英国王のスピーチ」の上映、「米良美一（歌手）人権トーク」、パネル展示、介助犬デモンストレーション等
▼その他　手話通訳、要約筆記、日本語字幕、シーンボイスガイド付き、託児あり（要予約）
○ホームページ
http://www.pref.aichi.jp/jinken

「青少年によい本をすすめる県民運動」の読書感想文募集

県県民生活部社会活動推進課（☎052(954)6175）

青少年が優れた本（よい本）を読み、心の糧にすることは、青少年の創造力や社会性を養うとともに、豊かな人間性を培う上で大きな役割を果たしています。このため、県では10月を家庭、学校、地域社会での「青少年によい本をすすめる県民運動」の強調月間とし、はがきによる読書感想文の募集を行います。
▼応募方法　はがき（またははがき大の用紙、字数制限なし）に作品名、読書感想文を書き、郵便番号、住所、氏名、学校名・学年（または職業・年齢）を明記して、県県民生活部社会活動推進課（〒460―8501　住所記載不要）へ。
▼応募締切　11月4日(金)必着
▼その他　選考により、学校単位または個人の応募に対し、図書や図書カードを寄贈します。結果の発表は、図書または図書カードの発送をもって代えさせていただきます。

「MACHI箱」掲載記事募集

まちを元気にしたい！まちで安心して暮らしたい！まちのこんな悩みを解決！などなど市民の皆さんが主体となって行う「まちづくり」の取組みを「広報ちりゅう」で紹介しています。
実際にまちづくりの活動をされている人はもちろん、こんな活動を知っているなど、まずは協働推進課秘書広報係まで情報をお寄せください。
※政治・宗教・営利性のあるもの、公序良俗に反するものなど、市広報の公共性を損なうおそれのあるものは掲載できません。
▶問合せ　協働推進課　秘書広報係（内線332）